

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、農地中間管理機構から次のとおり農用地利用配分計画の認可の申請がありました。

なお、当該農用地利用配分計画は、奈良県農林部担い手・農地マネジメント課において平成三十年七月二十日から同年八月二日までの間縦覧に供します。

平成三十年七月二十日

奈良県知事 荒井正吾

一 農用地利用配分計画の概要

賃借権の設定等を受ける者		賃借権の設定等を受ける土地
氏名又は名称	住所	
上田 智之	磯城郡田原本町大字大木二八一番地	磯城郡田原本町大字大木一八四番一
株式会社鎌田ファーム	磯城郡田原本町大字東井上八一番地一	桜井市大字東新堂六〇七番ほか一筆

二 申請年月日

平成三十年七月九日